

大津市一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議の手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議の手続その他一般廃棄物再生処分業に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づく手続の円滑化を図り、もって一般廃棄物再生処分業に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物再生処分業 一般廃棄物のバイオマス化（一般廃棄物をバイオマス（バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第2条第1項に規定するバイオマスをいう。）として活用できるよう処理することをいう。）又は堆肥化による処分（以下「再生処分」という。）を行う事業のうち、法第7条第6項の許可を要するものをいう。
- (2) 事業者 一般廃棄物再生処分業に係る法第7条第6項又は法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者をいう。

(事前協議)

第3条 事業者は、一般廃棄物再生処分業に関し、法第7条第6項又は法第7条の2第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物再生処分業の事業計画について市長と協議しなければならない。

(遵守すべき基本事項)

第4条 事業者は、一般廃棄物再生処分業の事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる基本事項を遵守しなければならない。

- (1) 総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定した基本構想及びこれに基づく計画の総体をいう。）、国土利用計画（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定により定められた市の区域における国土の利用に関する計画をいう。）、都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定められた市の都市計画に関する基本的な方針をいう。）、一般廃棄物処理計画等の市が定める計画等に則したものとすること。
- (2) 一般廃棄物再生処分業を行うことにより生活環境に悪影響が生じないよう配慮すること。

(事前協議の手続)

第5条 第3条の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする事業者は、事前協議書（別記様式）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第6項の許可を受けようとする場合にあっては、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79号）第2条に規定する一般廃棄物処分業許可（更新）申請書並びに同条第1号、第4号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる書類及び図面の案
- (2) 法第7条の2第1項の許可を受けようとする場合にあっては、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条の3に規定する一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書及び変更後の事業計画の概要を記載した書類の案
- (3) 法第8条第2項の申請書の案（法第9条第1項の規定による許可を受ける場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の3第1項の申請書の案）
- (4) 省令第3条第5項第1号及び第3号から第6号までに掲げる書類及び図面（法第9条第1項の規定による許可を受ける場合にあっては、省令第5条の3第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類及び図面）の案
- (5) 生活環境影響調査（法第8条第3項の調査をいう。以下同じ。）の実施計画書の案
- (6) その他市長が必要と定める書類

2 前項の規定により提出しなければならない事前協議書及び添付図書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

3 市長は、第1項の事前協議書を受理したときは、速やかにその内容を確認の上、当該一般廃棄物再生処分業の事業計画、生活環境影響調査の実施計画その他必要な事項に関し、当該事前協議書を提出した事業者（以下「事前協議者」という。）に必要な指導を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、関係機関又は関係部局の意見を集約するものとする。

4 事前協議者は、前項の規定による指導を受けたときは、当該指導を受けた事項について、関係機関又は関係部局との協議又は調整を自らの責任において実施しなければならない。

5 事前協議者は、第3項の規定により指導を受けた事項について、適切に対処するとともに、その結果（前項の協議及び調整を実施したときは、その結果を含む。）を取りまとめた文書を市長に提出しなければならない。

（事前周知）

第6条 事業者は、一般廃棄物再生処分業の事業計画の内容、当該一般廃棄物再生処分業におい

て一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の設置工事の概要、生活環境影響調査の実施計画、当該一般廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境への配慮に係る措置の内容等について、当該一般廃棄物処理施設の周辺地域の住民等に対する説明会の開催を通じて、その周知について必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、前項の報告を行った後に一般廃棄物再生処分業の事業計画等を変更しようとするときは、変更後の事業計画等に関する周知について必要な措置を講じなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(審査)

第7条 市長は、事前協議に係る一般廃棄物再生処分業の事業計画について審査し、その内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その旨を事前協議者に通知するものとする。

- (1) 第4条第1号に規定する遵守すべき基本事項に適合しているものであること。
- (2) 法第7条第10項第3号及び第4号に適合していないと認められるものでないこと。
- (3) 再生処分によって得られた生成品について、売却その他の利用体制が確立されることが見込まれるものであること。

- 2 市長は、前項第2号に掲げる事項（法第7条第10項第3号に係る部分に限る。）の適合の状況を判断するに当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 再生処分の用に供する施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上であること。
- (2) 一般廃棄物の受入れから再生処分までの工程を一の敷地内の施設において同一の事業者が行うことができるものであること。

(事前協議の内容の変更)

第8条 前条第1項の通知を受けた後において、事前協議の内容の変更を行おうとする事業者は、当該変更をしようとする内容について市長と協議を行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 第5条から前条までの規定は、前項の事前協議の内容の変更について準用する。

(一般廃棄物再生処分業事業計画審査会)

第9条 第7条の規定による審査を行うため、一般廃棄物再生処分業事業計画審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員 5 人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 環境部長
 - (2) 環境部次長
 - (3) 廃棄物減量推進課長
 - (4) 産業廃棄物対策課長
 - (5) 環境美化センター所長
- 4 審査会に会長を置く。
- 5 会長は、第 3 項第 1 号に掲げる職にある委員をもって充てる。
- 6 会長は、審査会の事務を総理する。
- 7 会長に事故があるときは、第 3 項第 2 号に掲げる職にある委員がその職務を代理する。
- 8 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 9 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 12 審査会の庶務は、環境部廃棄物減量推進課指導係において処理する。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。
(その他)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用さ

れている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第 5 条関係）

事前協議書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

事前協議者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大津市一般廃棄物再生処分業の事業計画に係る事前協議の手續に関する要綱第 3 条の規定による事前協議を行いたいので、関係図書を添えて提出します。